市民が主役のまちづくりを推進するため『まちづくり事業』を新たに創設し市民活動を支援します。

都留市では、市民主体のまちづくりを推進するため、各種の取り組みを進めています。

平成12年度から自治会などを単位とした「まちづくり事業」を創設し、市民の皆さんのまちづくり活動を支援させていただくことになりました。この制度は、市民の皆さんが実施する独創的な「まちづくり」に係る活動経費を対象に助成するもので、市民の皆さんの新たな発想でのまちづくり活動に期待するものです。

この事業を積極的に活用し、21世紀のまちづくりへ展開していただきたいと考えています。

【対象事業】

自治会などで実施する『まちづくり』のための新規事業を対象とし、既存の事業は不採択とさせていただきます。

①生活環境保全活動　**②防災安全活動**　**③文化振興活動**

①自治会などで環境保全をテーマとした新たな取り組み

③自治会などで文化振興をテーマとした新たな取り組み

②自治会などで地域防災・安全をテーマとした新たな取り組み

④健康活動　**⑤青少年育成活動**

④自治会などで健康をテーマとした新たな取り組み

⑤自治会などで青少年健全育成をテーマとした新たな取り組み

【補助対象経費】

活動に要する経費の全額(ただし、自治会などの運営経費、飲食費は除きます)

問合先　地域振興課　地域振興担当

消防団活動への理解と協力について

消防団は、消防本部や消防署と同じく消防組織法によって市町村に設置されている消防機関です。平成十一年四月一日現在、全国で三、六四一団とほとんどすべての市町村に設置されており、九五七、〇四七人が消防団員として地域の安全を守るために活躍しています。

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、それぞれの地域の住民有志によって組織されていますが、その構成員である消防団員の身分は、特別職の地方公務員として位置づけられています。

消防団員は、普段は各自の職業に就きながら、いざ火災などの災害が発生した場合には、いち早く現場へ駆けつけ、消火活動を始め、現場付近の警戒、けが人の救護などにあたっています。

また、風水害や地震、林野火災などの多数の要員が必要となる大規模災害時においても救助救出活動、避難誘導、災害防ぎょ活動などにあたっており、平成十一年度においても、六月下旬豪雨、八月中旬豪雨による災害において、延べ約九万一千人の消防団員が郷土愛護の精神のもと、危険箇所などの警戒巡視、要救助者の救助、行方不明者の捜索、避難誘導、土のう積みなどの活動にあたられたところです。

さらに、火災予防の面でも、一人暮らしの高齢者宅への防火訪問、住民指導、巡回広報、特別警戒など地域に密着した組織として、幅広い活動を行っています。

このように消防団は、地域の暮らしの安全を守るため、大変重要な役割を果たしており、消防団に対する期待は極めて大きなものがあります。

消防団員は、自らの仕事の傍ら、災害が発生した際には真っ先に災害現場に出動するとともにその職務の性質上、日常においても訓練などが要求されますので、家族はもとより、いわゆるサラリーマン団員の場合には、企業、事業所の理解と協力が欠かせません。家族や勤め先の方々を始めとする皆さんの理解と協力が得られてはじめて、消防団は、住民と一体となった消防防災活動を行うことができるのです。

消防団の充実強化のため、消防団とその活動に対する一層のご理解とご協力をお願いします。